

## 佐賀県中小企業青年中央会 新役員

役職名	氏 名	所 属 青 年 部 名
会 長	原田 守	佐賀県環境整備事業協同組合 青年部
副会長	小林 圭造	佐賀県造園協同組合 青年部
副会長	木下 直哉	佐賀県印刷人若楠会
副会長	北村 好広	佐賀県醸造研究会
幹 事	堤 雄亮	佐賀県電気工事業工業組合 青年部会
幹 事	石井 辰憲	諸富家具振興協同組合 青年部
幹 事	鳥谷 豪志	佐賀県貨物自動車事業協同組合 青年部 青運会
幹 事	下村 耕司	有田陶交会
幹 事	坂井 孝匡	佐賀青果食品協同組合 青年部
幹 事	大串 久昭	佐賀県菓業青年会
幹 事	伊藤 喬	佐賀県ビルメンテナンス協会 青年部
幹 事	小池 典洋	佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 青年部
幹 事	遠藤 巧	協同組合鳥栖商工センター若桜会
幹 事	三木 雄太	協同組合佐賀逸品会 青年部
会計監事	石丸 孝洋	協同組合佐賀県鉄構工業会 青年部
会計監事	山口 紘史	有田はなぶさ会

《佐賀県中小企業青年中央会 会則より抜粋》

(役員)

第8条 本会に役員として、次の幹事および会計監事を置き、総会において会員の役員又は準会員の総代のうちから選任する。

- (1) 幹 事 8名以上
- (2) 会計監事 2名

第9条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 幹 事 2年
- (2) 会計監事 2年

(会長および副会長)

第10条 幹事のうちから1人を会長、3人を副会長とし、幹事会において選任する。

2. 会長は本会を代表し、本会の業務を遂行する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。